

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
.....(都市整備局市街地整備部民間開発課) : 一
- 市街地再開発組合の設立認可.....(同) : 一
- 上壊汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除.....(環境局環境改善部化学物質対策課) : 一
- 上壊汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件).....(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課) : 三
- 保安林の指定予定.....(産業労働局農林水産部森林課) : 六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化局都民生活部管理法人課) : 六

告示

●東京都告示第千二百四十二号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき京橋二丁目西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項

において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 組合の名称

京橋二丁目西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年七月十二日から平成二十九年三月末日まで

三 施行地区

中央区京橋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区京橋二丁目二番十五号

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十九年十二月末日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十四年八月八日

●東京都告示第千二百四十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条

第一項の規定に基づき赤坂一丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 組合の名称

赤坂一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年八月八日から平成三十年三月三十一日まで

東京都知事 石原 慎太郎

三 施行地区

港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内

四 事務所の所在地

港区赤坂一丁目八番十号

五 設立認可の年月日

平成二十四年八月八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示板のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載する。

八 権利交換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十四年九月六日

●東京都告示第千二百四十四号

土壊汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千二百九十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同

条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定を解除する区域

別図のとおり(江東区豊洲四丁目地内)

●東京都告示第千二百四十六号

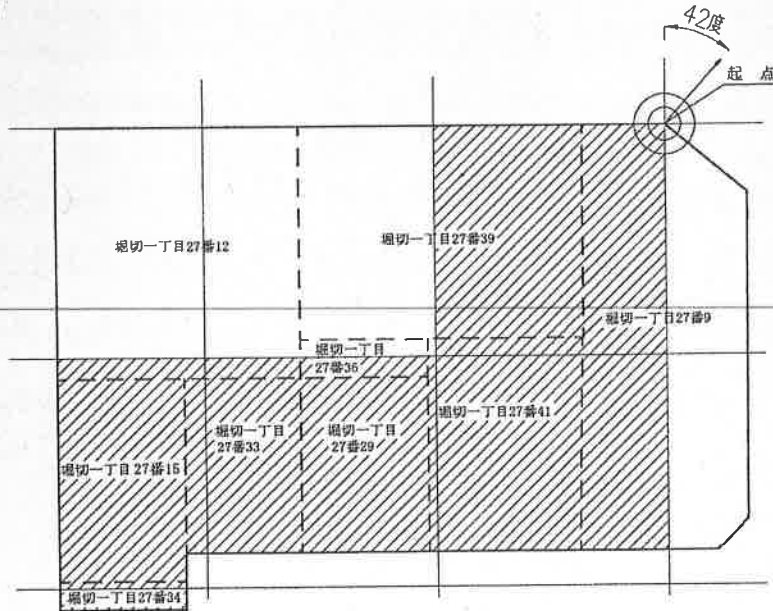
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月八日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区堀切一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【起 点】
起点は、調査対象地(葛飾区堀切一丁目27番9)の最北端とする。

【格子の回転角度】 42度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡 例】
—— 調査対象地
—— 単位区画
- - - 筆境界
▨ 形質変更時要届出区域



発行 東京都

目次

告示

○公共測量の実施(二件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....

○建築基準法による一団地の区域.....(都市整備局市街地建築部建築指導課).....

○建築基準法による一定の一団地の区域(一).....(同).....

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除(二件).....(同).....

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(同).....

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....

○東京都告示第千三百五十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交

通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び水準測量)

三 測量の区域 葛飾区及び江戸川区各地内

四 測量の期間 平成二十四年六月二十一日から同年十二月十四日まで

○東京都告示第千三百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 測量施行者 足立区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 足立区東伊興二丁目、東伊興三丁目、東伊興四丁目、西保木間四丁目、梅島一丁目及び梅田七丁目各地内

四 測量の期間 平成二十四年八月二十四日から平成二十五年二月十八日まで

○東京都告示第千三百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日

板橋区向原三丁目千二百七十七番一 平成二十四年八月二十三日

及び三千九十八番一 月二十三日

二 認定計画書の縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

○東京都告示第千三百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日

文京区大塚五丁目十六番一、同番二及び同番十一、同番十二及び同番十四の各一部、同番十五から同番二十まで並びに同番二十一及び同番二十三から同番二十六までの各一部、同番二十七、同番二十八並びに十八番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番四及び同番五の各一部、十九番並びに二十番

認定計画書の縦覧場所

平成二十四年八月二十三日

認定計画書の縦覧場所

認定計画書の縦覧場所

●東京都告示第千三百五十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千二百四十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日

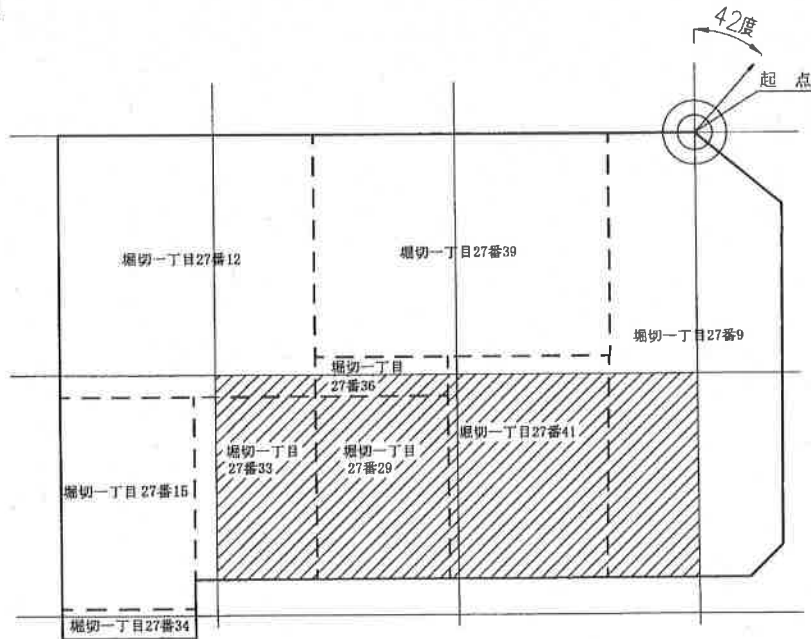
東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区堀切一丁目内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【起 点】
起点は、調査対象地(葛飾区堀切一丁目27番9)の最北端とする。

【格子の回転角度】 42度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡 例】
—— 調査対象地
—— 単区區画
- - - 筆境界
▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第千三百五十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区堀切一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

